

議案第72号

つくばみらい市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例

つくばみらい市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例（平成29年つくばみらい市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第7号を次のように改める。

（7）原則として、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「令」という。）第29条の9各号に掲げる区域を含まないこと。

第6条第1項第4号中「専用住宅」を「一戸建ての住宅」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和3年11月24日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩 

提案理由

都市計画法の改正等に伴い、条例で規定する市街化調整区域における開発許可等の基準の一部について、改正内容と整合を図る等のため、条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例(平成29年つくばみらい市条例第3号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(法第34条第11号の条例で指定する土地の区域)</p> <p>第4条 法第34条第11号に規定する条例で指定する土地の区域は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する既存集落のうち、沿道型集落又は依存型集落のいずれかに該当するものとして市長が指定する土地の区域とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>原則として、都市計画法施行令(昭和44年政令第158号。以下「令」という。)第29条の9各号に掲げる区域を含まないこと。</u></p> <p>2～5 (略)</p> <p>(法第34条第12号の条例で定める開発行為)</p> <p>第6条 法第34条第12号に規定する条例で定める開発行為は、次の各号のいずれかに該当する開発行為とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>一戸建ての住宅</u>であって、当該<u>一戸建ての住宅</u>の敷地が存する市街化調整区域に係る線引日に現に存するもの又は当該線引日後に法第29条第1項の規定による開発行為の許可若しくは法第43条第1項の規定による建築等の許可を受けて建築されたものの世帯主と住居及び生計を一にする親族(過去において、当該世帯主と住居及び生計を一にしていた親族を含む。)が、当該<u>一戸建ての住宅</u>の敷地又は当該<u>一戸建ての住宅</u>の敷地</p>	<p>(法第34条第11号の条例で指定する土地の区域)</p> <p>第4条 法第34条第11号に規定する条例で指定する土地の区域は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する既存集落のうち、沿道型集落又は依存型集落のいずれかに該当するものとして市長が指定する土地の区域とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>都市計画法施行令(昭和44年政令第158号。以下「令」という。)第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域を含まないこと。</u></p> <p>2～5 (略)</p> <p>(法第34条第12号の条例で定める開発行為)</p> <p>第6条 法第34条第12号に規定する条例で定める開発行為は、次の各号のいずれかに該当する開発行為とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>専用住宅</u>であって、当該<u>専用住宅</u>の敷地が存する市街化調整区域に係る線引日に現に存するもの又は当該線引日後に法第29条第1項の規定による開発行為の許可若しくは法第43条第1項の規定による建築等の許可を受けて建築されたものの世帯主と住居及び生計を一にする親族(過去において、当該世帯主と住居及び生計を一にしていた親族を含む。)が、当該<u>専用住宅</u>の敷地又は当該<u>専用住宅</u>の敷地</p>

に隣接する土地において、自己用住宅の建築を目的として行う
開発行為であって、規則で定める要件に該当するもの

(5)～(7) (略)

2 (略)

に隣接する土地において、自己用住宅の建築を目的として行う
開発行為であって、規則で定める要件に該当するもの

(5)～(7) (略)

2 (略)